令和５年度　集団指導

～留意事項について～

目次

1. 令和３年度　基準省令改正及び報酬改定に関する留意事項

2. 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更後の取扱い等について

3. サービス管理責任者等研修制度の取り扱いについて

目次

4. こどもの安心・安全対策について
（送迎車両等の安全対策）

5. こどもの安心・安全対策について
（安全計画の策定）

6. 県内の行政処分事例について

7. 本市の実地指導における指摘事項等について

令和３年度
基準省令改正及び報酬改定に関する留意事項

令和３年度基準省令改正及び報酬改定に関する留意事項

項　目	令和５年度　特に留意する事項
身体拘束等の禁止	身体拘束廃止未実施減算が、対象の全サービスで適用となります（５単位／日）
衛生管理等	経過措置期間が令和６年３月３１日で終了するため、未対応の事業所においては、対応をお願いします
業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等	経過措置期間が令和６年３月３１日で終了するため、未対応の事業所においては、対応をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

（令和５年４月２８日厚生労働省・こども家庭庁事務連絡）

＜概　要＞

・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和５年５月８日から変更となることに伴い、これまでの人員基準等の臨時的な取扱いが変更となりました。

・国の事務連絡については、事業者の皆様に周知していますので、ご確認をお願いします。また、厚生労働省のホームページ（以下のURL参照）にも掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/content/001092776.pdf

・障害福祉サービス事業の適切な運営のため、「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用は、新型コロナ感染者等の発生やサービス継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るようご留意ください。

・なお、臨時的取扱いについてご不明な点等ありましたら、事前に、市障害者支援課指定指導係にお問い合わせください。

サービス管理責任者等
研修制度の取扱い等について

サービス管理責任者等研修制度の取扱い等について

（令和５年６月３０日関係告示改正）

　サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修制度について、令和元年度から新体系による制度が施行していますが、事業者や自治体からの要望等を踏まえ、現行の研修体系を前提としたうえで、下記のとおり取扱いが変更となりました。

１　実践研修の受講に必要な実務経験について

　基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJTを２年以上）について、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務（※）に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合（※）は、例外的に「６か月以上」とする。

（※）…詳細については、今後国から周知される予定

２　やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠如した場合、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識等を習得していること、また、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長２年間）とする。

・実務経験要件を満たしていること
・サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みであること
・サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

３　更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

（※改正箇所は下線部）

（１）サービス管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験
サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。）

（２）児童発達支援管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験
サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。）

こどもの安心・安全対策について

（送迎車両等の安全対策）

こどもの安心・安全対策について（送迎車両等の安全対策）

令和４年９月、静岡県牧之原市で認定こども園の送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなった事故を受け、国は、同１０月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめました。

これを受けて、基準省令の改正が行われ、①乗降車の際に点呼等の方法により利用者の所在を確認すること、②送迎用車両への安全装置の装備及び当該装備を用いて降車時の所在確認をすること、が義務付けられました。

なお、今回の基準省令改正による義務付けは、児童系サービスが対象となっていますが、対象となっていないサービスにおいても、今回の義務付けの趣旨に鑑みて、利用者の安全確保について徹底していただきますようお願いします。

（１）義務付け事項

①利用者の通所や施設外活動等のために自動車を運行する場合、利用者の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認すること。

②送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

【対　象】座席（＊）が２列以下の自動車を除くすべての自動車

（＊）「座席」には車いすを使用する利用者が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む

＜義務付けの対象＞

令和５年４月１日施行（②安全装置の義務付けは令和６年３月３１日までの経過措置あり）

<table>
<tr><th colspan="2">サービス種類</th><th>①所在確認</th><th>②安全装置</th></tr>
<tr><td rowspan="4">障害児通所支援</td><td>児童発達支援センター</td><td rowspan="5">対　象</td><td rowspan="3">対　象</td></tr>
<tr><td>児童発達支援</td></tr>
<tr><td>放課後等デイサービス</td></tr>
<tr><td>保育所等訪問支援・
居宅訪問型児童発達支援</td><td rowspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>障害児入所支援</td><td>障害児入所施設
（医療型・福祉型）</td></tr>
</table>

※　②安全装置の義務付けについて令和６年３月３１日までの経過措置を講じる場合
　○ 送迎における安全管理の徹底
　○ 利用者の降車後、運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置

＜例＞・運転席に確認を促すシート
　　・車体後方に利用者の所在確認を行ったことを記録する書面

（２）こどもの安心・安全対策支援事業（補助事業）

安全装置等の導入支援事業について、本市でも「こどもの安心・安全対策支援事業」として、下記のとおり実施します。

ア　事業内容

事業名	事業の内容	対象施設
①送迎用車両の改修支援事業	送迎用車両(※)に、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行う。 ※子どもの送迎を目的に日常的に運行する車両であること。 なお、座席が２列以下の自動車または子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。	児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 障害児入所施設
②ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業	ＩＣＴを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入する。	児童発達支援センター 児童発達支援事業所
③登降園管理システム支援事業	適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入する。	児童発達支援センター 児童発達支援事業所

イ　補助対象経費

事業名	補助対象経費	補助基準額 （補助率）
①送迎用車両の改修支援事業	送迎用車両の改修支援事業を実施するために必要な装置・機器（※１）の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料（令和５年４月１日から令和６年３月３１日までのリース料を限度とする）、導入費用とし、令和４年９月５日から令和６年３月３１日までに設置が完了する装置・機器を対象とする。 ※１ 機器はこども家庭庁が示す送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト（下記URL）から選択すること https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/	１台あたり１７５千円までを上限とした実費に対する定額補助 （補助率：１０／１０）

事業名	補助対象経費	補助基準額 （補助率）
②ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業	ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器（※２）の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用（システムの保守費、リース料、通信費等を除く）とし、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに設置が完了する装置・機器を対象とする。 なお、機器の使用対象となる子どもの数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる子どもに対して複数の機器を購入する場合は補助金の対象外とする。 ※２ ＧＰＳやＢＬＥ（Bluetooth Low Energy）により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。	１事業所あたり２００千円 （補助率：４／５）

事業名	補助対象経費	補助基準額 （補助率）
③登降園管理システム 支援事業	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器（※３）の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用（システムの保守費、リース料、通信費等を除く）とし、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに設置が完了する装置・機器を対象とする。 ※３ 子どもの登園及び降園の管理に関する機能及び保護者との連絡に関する機能を必ず有するものとする。	○端末購入を行わない場合、 １事業所あたり２００千円 ○端末購入を行う場合、 １事業所あたり７００千円 （補助率：４／５）

※　補助交付決定、実績報告等のスケジュールについては、詳細が決まり次第、随時お知らせします。

こどもの安心・安全対策について

（安全計画の策定）

こどもの安心・安全対策について（安全計画の策定）

（令和５年７月４日　こども家庭庁事務連絡）

基準省令の改正により、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）における利用者の安全確保を図るため、令和５年４月１日（※）から、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所等において策定することとされました。

設備の安全点検、施設外活動等を含めた生活における安全に関する指導、従業者の研修や訓練等、その他安全に関する事項について、安全計画を策定し、安全計画に定めた安全確保に関する取組を行うことが義務付けられています。

（※）令和５年４月１日から１年間は努力義務、令和６年４月１日から義務化

今後、市では、事業所等において安全計画を策定しているか、また安全計画に基づく安全確保のための取組を行っているか、などについて確認することとなります。

確認の方法など詳細が決まりましたら、あらためて周知します。

県内の行政処分事例について

県内の行政処分事例について

不正請求等の不正行為については、障害福祉サービスの給付費が公費で賄われていることから、一つの事業者の不正が障害福祉制度全体に対する信用を大きく失墜させることにつながります。

しかしながら、福岡県内でも、不正による指定の取消等の事例が後を絶たない状況です。

（令和３年度：３件、令和４年度：６件）

事業者の皆様におかれましては、給付費が公費で賄われていることや、不正行為により重大な結果を招くことを十分に認識のうえ、関係法令を遵守し、適正な運営を行ってください。

＜令和３・４年度　県内の行政処分事例の概要＞

	サービス種類	処分の内容	主な不正の内容
1	放課後等デイサービスなど	指定の取消	・従業者の人員基準を満たしていないにもかかわらず、出勤簿等を改ざんし不正に給付費を請求。 ・従業者の勤務日について、架空の書類を作成し不正に加算を請求。 ・監査時に虚偽の記録を提出。 ・指定申請時に、人員基準を満たすため虚偽の要件確認書類を提出。

	サービス種類	処分の内容	主な不正の内容
2	居宅介護など	指定の取消	・利用者にサービスを提供していないにもかかわらず、虚偽の記録を作成し不正に給付費を請求。 ・従業者と同居の利用者にサービスを提供し給付費を請求。 ・処遇改善加算の一部を賃金改善に充てておらず、市に虚偽の報告。
3	就労継続支援Ａ型	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止３か月）	・利用者にサービスを提供していないにもかかわらず、虚偽の記録を作成し不正に給付費を請求。
4	居宅介護など	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止１年）	・利用者にサービスを提供していないにもかかわらず、虚偽の記録を作成し不正に給付費を請求。
5	就労継続支援Ａ型	指定の取消	・在宅就労及び施設外就労の利用者に対し支援を行っていないにもかかわらず、虚偽の記録を作成し不正に給付費を請求。

	サービス種類	処分の内容	主な不正の内容
6	居宅介護など	指定の取消	・利用者にサービスを提供していないにもかかわらず、虚偽の記録を作成し不正に給付費を請求。
7	放課後等デイサービスなど	指定の取消	・従業者の人員基準を満たしていないにもかかわらず、出勤簿等を改ざんし不正に給付費を請求。 ・指定申請時の勤務予定者が不在のまま、届け出ることなく指定を受けた。 ・非常勤職員を常勤職員と偽って加算要件を満たしているかのように虚偽の届出。
8	共同生活援助など	指定の取消	・従業者の人員基準を満たしていないにもかかわらず、出勤簿等を改ざんし不正に給付費を請求。 ・指定更新時に、勤務予定のない者を常勤職員として虚偽の届出。
9	居宅介護など	指定の取消	・従業者の人員基準を満たしていないにもかかわらず、出勤簿等を改ざんし不正に給付費を請求。 ・支援を行っていない日に記録等を偽造し不正に給付費を請求。 ・監査時に虚偽の記録を提出。

本市の実地指導における指摘事項等について

本市の実地指導における指摘事項等について

本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、サービスの内容や介護給付費の請求等の適正化を図ることを目的として、実地指導を実施しています。

実地指導における指摘事項等について、最近の主なものをまとめましたので、適正な運営の参考にしてください。

1　運営基準に関すること

項　目	指摘事項
従業員の員数	・人員基準を満たしていない。
内容及び手続きの説明及び同意	・利用契約書の説明及び重要事項説明書の説明を行っていない。
利用者負担額等の受領	・利用者負担額に係る領収証を、事業者名でなく事業所名で交付していた。
個別支援計画の作成	・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していない。 ・モニタリング及び定期的な個別支援計画の見直しが行われていない。 ・利用者の同意を得ていない。 ・アセスメントを実施していない。 ・担当者会議及び計画原案の記録がない。 ・個別支援計画に定められていない支援を行っていた。 ・居宅介護事業所において、居宅介護計画に具体的なサービス内容（担当する従業者、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等）が記載されていない。

項　目	指摘事項
同居家族に対するサービス提供の禁止等（居宅介護事業所等）	・別居の家族に対するサービス提供について、ヘルパーとしての業務であるのか、家族による介護であるのか明確に区別できない場合、サービス提供とは認められないことがあるため、市へ事前に確認することとされているが、市への確認を行うことなくサービス提供していた。
非常災害対策	・火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに対応計画が作成されていない。
勤務体制の確保等	・運営法人の役員が事業所の従業者として従事している事業所において、出勤簿が「運営法人役員であるため」という理由で作成されておらず、人員基準を満たしているか確認することができない。 ・常勤職員について、事業所ごとではなく法人で一括して勤務を管理しているため、日ごとの勤務時間や勤務内容等が明確に区別されていない。
定員の遵守	・日毎の利用者において、定員を超過して運営している日があった。
会計の区分	・当該事業の会計と他の事業の会計及び運営法人本部の会計が明確に区分されていない。 ・就労支援事業における会計について、生産活動に係る収支と福祉事業活動に係る収支が明確に区分されていない。
身体拘束等の適正化	・身体拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき項目について、盛り込んでいないものがあった。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が設置されていない。
虐待の防止	・虐待防止に関する研修を実施していない。 ・虐待防止の担当者を定めていない。

２　報酬・加算に関すること

項　目	指摘事項
就労継続支援Ｂ型サービス費	・サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）の算定要件となっている工賃向上計画が未作成のまま、報酬区分を誤って算定していた。 ・施設外就労を実施するにあたり報酬算定の要件となる人員配置を行っていない。 ・利用者を単独で就労させており、就労継続支援Ｂ型のサービス提供実態がない。
計画相談支援費	・同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定することとなっているが、同一の月に両方を算定しているケースがあった。
短期入所サービス費	・日中に短期入所サービスの提供を行ったかどうかについては、昼食の提供を行ったかどうかで判断することとされているが、昼食の提供を行っていない場合に日中に短期入所サービスの提供を行ったものとして報酬区分を誤って算定していた。
欠席時対応加算	・利用中止の連絡日時、連絡者、利用予定日、欠席理由、利用者の状況確認、相談援助を行った記録が具体的に記載されていないにもかかわらず、加算を算定していた。 ・利用中止が真にやむを得ない理由でないもの、事前に予定が把握できるものについて、加算を算定していた。
送迎加算	・送迎の記録が作成されていないにもかかわらず、加算を算定していた。 ・同一法人が複数の事業所（Ａ、Ｂ）を運営している場合で、Ａ事業所の利用者の送迎をＢ事業所の従業者が行っていた。
自己評価結果等未公表減算（障害児通所支援）	・自己評価結果等（質の評価及び改善等の内容）のうち、事業所における自己評価及び保護者等からの事業所評価の集計結果を、インターネット等により広く公表していない。

項　目	指摘事項
定員超過利用減算	・１日の利用者数が定員超過で減算に該当する日について、減算していない。
福祉専門職員配置等加算	・常勤で配置されている直接処遇職員の総数が算定要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。
緊急短期入所受入加算	・緊急利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応等の記録が確認できないにもかかわらず、加算を算定していた。 ・人員基準等の臨時的な取扱いにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、感染症対策を行いながら必要な支援を行うことを緊急時の受入と同程度の負担とみなし、すべての利用者について、一月当たり14日を上限として緊急短期入所受入加算が算定可能とされていたが、この取扱いは令和３年３月サービス提供分をもって廃止された。しかしながら、令和３年４月以降も、感染症対策を行いながら必要な支援を行うことをもって、緊急短期入所受入加算を算定していた。
福祉・介護職員処遇改善加算等	・福祉・介護職員の処遇改善の内容等をすべての福祉・介護職員に周知していることが要件となっているが、周知していない。 ・職員に支給される処遇改善手当以外に、職員のキャリアアップ支援や福利厚生の充実のための職場環境の整備等に充てられていた。

ご清聴
ありがとうございました